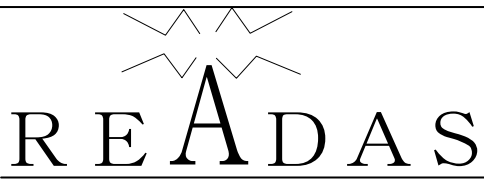


第 4660 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月 1日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 電子証明書等特別控除

Q：e-TAXを利用して確定申告したら3千円の税額控除が受けられるとか。どんな内容になっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

電子証明書等特別控除とは、電子証明書を有する個人が、所得税の確定申告書を提出期限内にe-TAXを利用して提出した場合に、平成19年分から平成24年分までのいずれかの年分で1回に限り、所得税額から税額を控除（その年分の所得税額を限度）してくれる制度です。平成24年分は最高3千円になっています。

この制度を適用するには、納税者本人の電子署名及び電子証明書が必要になります。

税理士による代理送信により申告書を提出する場合であっても、税理士と納税者本人双方の電子署名及び電子証明書を付して行われるときは、この制度の適用を受けることができますが、税理士の電子署名及び電子証明書のみを付して行われるときは、この制度の適用を受けることはできません。

この取扱いは、平成19年分から平成24年分のいずれかの年分で1回限り適用があるもので、提出する確定申告書の「電子証明書等特別控除」欄に適用を受ける金額を入力しなければなりません。

なお、前年以前の年分で控除できなかった控除額があっても、その金額を本年に繰り越して控除を受けることはできませんので、ご注意ください。

